大分市議会基本条例(逐条解説) (平成20年大分市条例第35号)

平成 2 5 年 3 月改訂 平成 3 0 年 1 2 月改訂

大 分 市 議 会

目 次

前、文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第1章 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第1条・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第2章 議会及び議員の活動原則・・・・・・・・・・・・・・・
第2条 (議会の活動原則)・・・・・・・・・・・・・・・
第3条(議員の活動原則)・・・・・・・・・・・・・・・
第4条(会派)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第3章 市民と議会の関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第 5 条・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第4章 市長等と議会の関係・・・・・・・・・・・・・・・
第6条(市長等との関係の基本原則)・・・・・・・・・・・・
第7条(一問一答による質疑応答等)・・・・・・・・・・・・
第8条(政策等の監視及び評価)・・・・・・・・・・・・・・
第9条(予算又は決算における政策説明資料の作成)・・・・・10
第5章 自由討議による合意形成・・・・・・・・・ 10
第10条・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
第6章 委員会の運営・・・・・・・・・・・・・・1
第11条・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
第7章 政治倫理・・・・・・・・・・・・・・・ 11
第12条・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
第8章 政務活動費・・・・・・・・・・・・・・ 12
第13条・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
第9章 議員の定数及び議員報酬・・・・・・・・・・ 12
第14条(議員定数)・・・・・・・・・・・・・・12
第15条(議員報酬)・・・・・・・・・・・・・・13
第10章 議会及び議会事務局の体制整備・・・・・・・・ 13
第16条(議員政策研究会及び議会活性化推進会議)・・・・・13
第17条 (議員研修の充実)・・・・・・・・・・・・14
第18条 (議会広報の充実)・・・・・・・・・・・14
第19条(議会事務局の体制強化)・・・・・・・・・・1
第20条 (議会図書室)・・・・・・・・・・・・15
第11章 危機管理体制の整備・・・・・・・・・・・ 15
第21条・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
第12章 最高規範性・・・・・・・・・・・・・ 16
第22条(最高規範性)・・・・・・・・・・・・・・16
第23条(議会及び議員の責務)・・・・・・・・・・・16
附 則・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

前 文

我が国において、地方自治は日本国憲法でうたわれている。住民の直接選挙で選ばれた議員により構成される議会は、地方公共団体の議事機関と位置付けられ、住民の代表機関、地方公共団体の意思決定機関としての役割を担う。

本市議会は、地方分権の進展に伴い地方公共団体の権限の拡大等が行われている中で、市民福祉の向上を図ることを基本として、市政の運営に関し<u>二元代</u>表制_※の一翼を担う重大な責務があることを確認する。

ここに、市民に開かれた市議会として議会に係る基本的事項を定め、その責務を明らかにし、将来にわたり市民福祉の向上のために全力をあげて市民の信託にこたえることを誓い、全議員の総意によりこの条例を制定する。

【解 説】

地方自治については、わが国の最高法規である日本国憲法第8章に諸規定が直接 うたわれています。憲法第93条第1項には「地方公共団体には、法律の定めると ころにより、その議事機関として議会を設置する。」と規定されており、議会は、 地方自治体の憲法上の機関であり、住民の代表機関、地方自治体の意思決定機関と して重大な役割を担っています。

地方分権一括法の施行による機関委任事務の廃止等の地方分権の進展に伴い、地方自治体の権限や責任は拡大しています。また、本市を取り巻く社会経済情勢は、人口減少社会の到来、国内経済活動の成熟化等で大きく変化している上、地域の連帯意識の希薄化等により新たな対策を要する問題等も多く生じています。

この結果、市長とともに二元代表制の一翼を担う本市議会の果たすべき役割や責務はますます増大しており、地方分権の時代における数々の問題に対応するには、政策の決定、監視及び評価機能の一層の充実、政策形成能力の向上等、議会の立法機能、行政監視機能等の拡充や積極的な活動が求められています。

本市議会は、市民に開かれた市議会としてこれらの課題に対応するため、議員や議会の活動原則、市民と議会の関係等の議会運営や議員に関する基本的事項を明らかにして、そのあるべき姿を示し、将来にわたって市民福祉の向上のために全力をあげて市民の信託にこたえることを誓い、全議員の総意によりこの条例を制定するものです。

※ 二元代表制 · ・ 地方自治体では、国の議院内閣制と異なり、首長と議会議員をともに住民 が直接選挙で選ぶという制度をとっています。これを二元代表制といいます。

第1章 目的

第1条 この条例は、市長とともに二元代表制の一翼を担う議会について、活動原則、市民及び市長との関係等の基本的事項を定めることにより、<u>地方自治の本旨</u>*に基づく市民の信託にこたえる議会を実現し、もって市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

市民から直接選挙により選ばれた議員により構成される議会が、市長とともに二元代表制の一翼を担って、憲法第92条の「地方自治の本旨」、すなわち『地方の行政は、原則として地方の住民自らの責任と負担において、地方公共団体の事務として処理されるべきである。』との地方自治の基本原則に基づいて、市民からの信託にこたえる議会を実現し、市民福祉の向上と市政の発展に寄与するという、条例の目的を定めています。

- ※ 地方自治の本旨 ・・ 住民自治と団体自治の2つの要素からなる地方自治の原則をいいます。
 - ・住民自治:地方の政治、行政が各々の地方の住民の意思に基づいて行われるべきことをいいます。
 - ・団体自治:各々の地方に地方公共団体を設け、その地方公共団体が国とは別の独立した性質を有し、自らの機能として自治権を有すべきことをいいます。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

- 第2条 議会は、市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、市政の公正性、透明性及び信頼性を確保するため、市長及び他の執行機関。(以下「市長等」という。)の市政の運営を監視するものとする。
- 2 議会は、市民の多様な意見を把握し市政に反映させるため、市民の代表である<u>議員相互の自由な討議</u>*を尊重し、必要な政策を自ら立案し、又は市長等に提言すること等により、市民と一緒にまちづくりの活動に取り組むものとする。
- 3 議会は、市民に開かれた議会を目指し、議会が行う活動へ市民が参加できるように情報公開に取り組むとともに、市民に対して議会の議決又は運営についてその経緯、理由等を説明する責任を果たすものとする。

4 議会は、市民に分かりやすい議会運営を行うために、大分市議会会議規則 (昭和42年大分市議会規則第1号)、大分市議会委員会条例(昭和42年大分 市条例第4号)、議会内での申し合わせ事項等について絶えず見直しを行うも のとする。

【解 説】

議会は、市民から直接選挙により選出された議員によって構成される市民の代表 であり、市民に対して諸活動を報告する責務があります。

また、議会には、市長等の市政運営を監視、評価することに加え、自らも政策立案や政策提言等を行うことが求められています。

ここでは、議会の活動の原則について定めています。

- 第1項·・市政の運営には公正性や透明性、信頼性が従来にも増して求められています。議会は、市民から選出された議決機関としての責務を市民に負っていることを自覚して、執行権を有する市長等の市政運営が適切に行われているかどうかを、監視し、評価することを定めています。
- 第2項:市民は、様々な価値観を持って生活しており、市政に対する市民の意見は多様化しています。議会は、そのような市民から選出された多様な価値観を持つ複数の議員で構成される合議体であり、市民の多様な意見を把握し市政へ反映させるため、委員会等において議員相互の自由な討議を尊重しなければならないことを定めています。

また、把握した市民の多様な意見を反映させるため、第1項で規定する市長等の市政運営の監視にとどまることなく、必要な政策を自ら立案したり、市長等へ提言すること等によって、市民と一緒にまちづくりの活動に取り組むことを定めています。

第3項・地方自治体の政策決定において、市民から理解を得られる適切な結論や 選択を導き出すためには、議会という開かれた場で、多様な価値観の中で議論 され、その過程が明らかにされることが大切です。

議会は、市民との意見交換会や議会報告会といった議会が行う活動へ市民が 参加できるように情報公開へ取り組むとともに、議会の議決や運営がなぜそこ へ至ったのか、その経緯や理由等を説明する責任を果たすことを定めています。

- 第4項··市民に分かりやすい議会運営を行うために、現行制度を省みて、会議規 則、委員会条例等を絶えず見直すことを定めています。
- ※ 市長及び他の執行機関 ・・議決機関としての議会に対して、行政の執行権限を持ち、所管の事務について自らの判断と責任により執行する機関をいい、市長をはじめ教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、水道事業管理者等があります。

※ 議員相互の自由な討議 ・・委員会等の場において、議員が互いに自らの意見等を述べ合い、自由に議論することをいいます。討議することによって、議会の意思形成過程において、複数の多様な意見を反映することができます。これは、合議制である議会の本質をなすものであり、独任制である市長にはない機能です。議員相互が自由に討議することによって、事案は多面的に検討され、その理解が深まります。

(議員の活動原則)

- 第3条 議員は、議会が言論の府であること及び<u>合議制の機関</u>。であることを認識し、議員相互の自由な討議を尊重しなければならない。
- 2 議員は、市政全般についての課題、市民の多様な意見等を的確に把握すると ともに、自己の能力を高める不断の研さんに努め、市民の代表にふさわしい 活動をしなければならない。
- 3 議員は、市民全体の福祉の向上を目指して活動をしなければならない。
- 4 議員は、自らの議会活動について、市民に対する説明責任を果たすものとする。

【解 説】

議会は、構成員である議員の存在なくしてその機能を発揮することができません。 また、市民の直接選挙により選出される議員は、市民の代表者として自立的に判 断し、その責任を市民に対して負うという高い独立性を有しており、議員に求めら れる活動領域は、本会議や委員会という限られた領域にとどまらず、政策形成に向 けての情報収集や市民の多様な意見の把握のための市民との懇談等、時間的にも場 所的にも拡大しています。

ここでは、そのような性格を持つ議員の活動の原則について定めています。

第1項:市民は様々な価値観を持って生活しており、市政に対する市民の意見は 多様化しています。議会は、そのような市民から直接選挙によって選出された 多様な価値観を持つ多数の議員で構成される合議体であり、構成員である議員 が相互に自由な討議をすることで、市民の多様な意見が表明され、相互の批評 や反論、同調を経て、議会は、市民の多様な意見を集約し、市政へ反映させて いくことができます。

議会のこのような役割を果たすためには、構成員である個々の議員において も、議員相互の自由な討議を尊重しなければならないことを定めています。

第2項・議会の機能を遂行する存在である議員が、市政全般の課題や市民の多様 な意見等を把握することは、議員活動における重要な事項であることから、議 員に対してそれらを的確に把握するよう努めることを定めています。 また、自ら研修や調査研究等を行って自己研さんに努め、市民の代表として ふさわしい活動をしなければならないことを定めています。

- 第3項··市民の直接選挙によって選出された議員は、市民全体の代表者としての 責任を負うことから、市民の福祉の向上を目指して活動しなければならないこ とを定めています。
- 第4項・議員は、自らの本会議や委員会等における議会活動について市民に説明 する責務があることから、議員が説明責任を果たすことを定めています。
- ※ 合議制の機関 ・・議会は、複数の議員による議論を経て合議により意思決定を行う機関であり、独任制の市長と対比して、市民の多様な意見、意思を反映することができます。合議制は、判断を慎重にし、公正な判断をなし、また、利害の公平な調和を図る場合に適しています。

(会派)

- 第4条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。
- 2 会派は、議会が政策立案、政策決定、政策提言等を行おうとするときは、 必要に応じて合意形成に努めるものとする。

【解 説】

本会議や委員会等の議会活動で重要な役割を果たしている会派について定めています。

- 第1項・議会活動を行うため、議員は議員集団として2名以上で会派を結成する ことができることを定めています。
- 第2項:合議体である議会において政策立案、政策提言等を行おうとするときに、 議員間での合意がなければ多数決で決することになりますが、議員の主張は市 民の多様な意見を反映するものであることから、会派は必要に応じて議会での 合意形成に努めることを定めています。

第3章 市民と議会の関係

- 第5条 議会は、その透明性を高めるとともに市民に対する説明責任を果たすため、市民へ議会の活動に関する情報を積極的に公開するものとする。
- 2 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)を原則公開するものとする。

- 3 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付けるとともに、その 審議においては、これらの提案者の意見を聴く機会を設けるよう努めるもの とする。
- 4 議会は、市民との意見交換会をはじめとする議会が行う多様な活動に市民が参加できる機会を確保するとともに、市民の意見を反映させた政策提言の拡大を図るものとする。
- 5 議会は、前各項の実効性を確保するため、議会広報紙の発行、議会報告会の開催等により市民へ議会活動を報告するよう努めるとともに、当該報告に係る市民の意見を聴取すること等により、議会運営の改善を図るものとする。

【解 説】

主権者である市民と、その市民から信託を受けた議員によって構成される議会との関係を明らかにし、その具体化のための方法等について定めています。

- 第1項・議会は、市民に開かれた議会を目指し、市民に対して議会の議決又は運営についてその経緯、理由等を説明する責任を果たすため、市民に議会の活動に関する情報を積極的に公開することを定めています。
- 第2項··市民に開かれた議会とするため、常任委員会や議会運営委員会、特別委員会を原則公開することを定めています。
- 第3項…請願や陳情は、従来は議会へのお願いと捉えられていましたが、これを 市民からの政策提案と位置づけ、提案者の意見を聴く機会を設けるよう努める ことを定めています。
- 第4項・市民の多様な意見を把握し市政に反映させ、市民と一緒にまちづくりの活動に取り組むため、市民意見交換会をはじめとして、若年層との意見交換や、大分市高校生議会(平成28年8月実施)などの議会が行う多様な活動に参加できる機会を確保し、市民の意見を反映させた政策提案の拡大を図ることを定めています。

特に市民意見交換会の実施については、当初は「努める」としていましたが、市民の意見を踏まえて実施することを明確に規定しました。

第5項·第1項から第4項までの規定が実際に機能するように、市議会だよりの 発行や議会報告会の開催等により、市民へ本会議や委員会等の議会活動を報告 するように努め、報告に対する市民の意見を聴取する等して、議会運営を改善 することを定めています。

第4章 市長等と議会の関係

(市長等との関係の基本原則)

第6条 議会は、二元代表制の下、市長等と常に緊張ある関係を構築し、事務 の執行の監視及び評価を行うとともに政策立案、政策提言等を通じて、市政 の発展に取り組まなければならない。

【解 説】

議会と市長は、ともに市民の直接選挙により選ばれた市民の代表であり、議会は 合議制で議決権を有し、市長は独任制で執行権を有するという互いに異なる機能が あります。

議会は、市長等との役割分担の関係を尊重し、それぞれが独立の立場において互いにけん制し、均衡と調和の関係を保持しながら、市長等の事務執行の監視や評価を行うだけでなく、自らも議会独自の政策立案、政策提言等を行い、市政の発展に取り組まなければならないことを定めています。

(一問一答による質疑応答等)

- 第7条 議会の会議における質疑応答は、市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式。で行うことができる。
- 2 議会の会議及び委員会において、市長及びその他の執行機関の長並びにそれらの補助職員は、議員の質問、政策提言、議員提出議案等に関し、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

【解 説】

本会議での質疑応答における一問一答方式や、本会議や委員会における市長等の反問権について定めています。

第1項·・本会議での一括質問・一括答弁は、質問する議員が取り上げた何点かの 案件について一括して質問を行うもので、質問項目が多数、多岐にわたる場合 には各々の案件に対する論点や争点が曖昧になり、傍聴する市民にも分かりに くくなることがありました。

そこで、本会議での質疑応答は、一括質問・一括答弁のほか、一問一答方式 や分割質問・分割答弁も選択できることを定めています。なお、委員会は、一 問一答方式での運営が行われていることから、特に規定はしていません。

第2項·本会議や委員会において、より議論を深めることを目的として、議員の 質問、政策提言等に関し、市長等が議長や委員長の許可を受けて議員へ質問で きることを定めています。 ※ 一問一答の方式 ・・ 案件に対する質疑をひとつずつ取り上げ、質疑と答弁を繰り返す方式です。この方式による質疑は詳細にわたることができ、質問と答弁の内容が明確になるので、 議案の審議がより深まることが期待できます。

(政策等の監視及び評価)

- 第8条 議会は、市長から市民生活に重要な影響を与える政策、計画、施策、 事業等(以下「重要な政策等」という。)を含む議案が提案されたときは、次 に掲げる事項の説明を求めるものとする。
 - (1) 重要な政策等を必要とする背景
 - (2) 検討した他の政策案等との比較検討
 - (3)総合計画派における根拠又は位置付け
 - (4) 関係法令及び条例等
 - (5) 財源措置
 - (6) 将来にわたる効果及び費用
- 2 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点 及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に 努めるものとする。

【解 説】

二元代表制のもと、議会が市長等の事務執行を監視し評価することは、市民の代表機関である議会の重要な使命ですが、議会と市長では、市の政策等に関して保有する情報量に格段の差があり、議会は市長から十分な情報が得られなければ充実した審議をすることができません。

ここでは、市長から提案される重要な政策等について、詳細な情報の提供を求めることや、議会自らの審議のあり方について定めています。

- 第1項・議会は、重要な政策等を含む議案が市長から提案されたときは、その政 策等を必要とする背景、財源措置等の6項目にわたる詳細な情報の提供を求め ることを定めています。
- 第2項・議会は、市長から提出された重要な政策等の資料を活用して、その論点 や争点を明らかにし、また、執行後の政策評価に役立つような審議に努めるこ とを定めています。
- ※ 総合計画 · 大分市総合計画を指します。大分市総合計画は大分市総合計画の議決に関する条例の規定により、議会の議決を経て定めることとされています。

(予算又は決算における政策説明資料の作成)

第9条 議会は、市長が予算又は決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当 たっては、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料の作成を求めるも のとする。

【解 説】

市長が予算や決算を議会に提出するにあたっては、市民の代表機関である議会の 審議がより深まるように、議会は市長に対して分かりやすい説明資料の作成を求め ることを定めています。

第5章 自由討議による合意形成

- 第10条 議会は、議案等の審議又は審査においては、議員相互の自由な討議により議論を尽くして合意形成を図るよう努めるものとする。
- 2 議長及び委員長は、議員相互の自由な討議が積極的に行われるように議会 の会議及び委員会を運営しなければならない。
- 3 議員は、議員相互の自由な討議を通じて合意形成を図るよう努めるものとする。

【解 説】

議会や会議等を運営する議長等に対して、議員相互の自由な討議による合意形成 に努めることについて定めています。

二元代表制のもと、議員相互の自由な討議を行い、議案等の論点や争点を明らかにして、議会としての共通認識を形成し、議会として合意形成を図るように努め、市民の利益の実現を目指して市長と緊張関係を維持する中で、競い合い、協力し合うことは、議会に強く要請されるものです。

- 第1項·議会は、議案の審議等で本会議や委員会において結論を出す場合、議員間で十分に議論を尽くして合意形成を図るように努めることを定めています。
- 第2項·本会議や委員会で、議長や委員長は、議員相互の自由な討議が積極的に 行われるように運営しなければならないことを定めています。
- 第3項·議員は、自らも議員相互の自由な討議を通じて合意形成を図るよう努めることを定めています。

第6章 委員会の運営

- 第11条 議会は、社会経済情勢の変化等により新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性と特性を考慮し、委員会を適切に活用するものとする。
- 2 委員会は、付託された議案等の審査に当たり、参考人制度及び公聴会制度 を活用して、市民の専門的又は政策的識見等をその討議に反映させるよう努 めるものとする。
- 3 委員会は、市民からの要請に応じ、審査の経過等を説明するとともに、委 員及び市民が自由に情報及び意見を交換する懇談会等を行うよう努めるもの とする。

【解 説】

委員会は、議会の内部組織として本会議における審議の予備的審査、調査機関として設置されています。

議会の効率的、効果的な運営のためには、委員会の適切な運営が不可欠なことから、委員会の運営について定めています。

- 第1項・議会は、人口減少社会の到来など社会経済情勢の変化等により新たに生じる行政課題等へ迅速かつ的確に対応するため、常任委員会や特別委員会等の 持つ専門性や特性を活かして、これらを適切に活用することを定めています。
- 第2項・付託された議案等の審査にあたっては、地方自治法に定める参考人制度 等を活用して市民の専門的識見等を討議に反映させるよう努めることを定め ています。
- 第3項·委員会は、市民から要請があれば審査の経過等を説明し、委員と市民が 自由に意見交換を行うことができる懇談会等を行うよう努めることを定めて います。

第7章 政治倫理

- 第12条 議員は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、そ の信託にこたえるため、政治倫理の向上と確立に努めなければならない。
- 2 議員の政治倫理に関しては、別に条例の定めるところによる。

【解 説】

議員は、市民の直接選挙によって選出され、市民の代表者としての責務があることから、議員の遵守すべき政治倫理について定めています。

第1項·議員は、市民の厳粛な信託にこたえるため、政治倫理の向上と確立に努めなければならないことを定めています。

第2項·議員の政治倫理については、大分市議会議員の政治倫理に関する条例 (平成7年大分市条例第22号)に定められています。

第8章 政務活動費

- 第13条 会派及び議員は、政務活動費を有効に活用し、積極的に市政に関する調査研究を行わなければならない。
- 2 政務活動費の交付に関しては、別に条例の定めるところによる。

【解 説】

議員の調査研究に資するための必要な経費の一部として、会派等に対して交付される政務活動費について定めています。

- 第1項·会派と議員は、政務活動費を有効に活用して積極的に市政の調査研究を 行わなければならないことを定めています。
- 第2項·政務活動費の交付については、大分市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年大分市条例第1号)に定められています。

第9章 議員の定数及び議員報酬

(議員定数)

- 第14条 議員の定数は、効率的かつ能率的な議会運営の視点からだけでなく、 市民の代表である議会が、市民の意思を市政へ十分に反映させることが可能 となるように定められなければならない。
- 2 議会は、定数の改定に当たっては、公聴会制度の活用等により市民の意見の聴取及び反映に努めなければならない。
- 3 議員の定数は、別に条例で定める。

【解 説】

議会を構成する議員の定数について定めています。

- 第1項:議員の定数については、議会運営が効率的、能率的に行われるかという ことは重要な視点ですが、その視点だけに偏ることなく、市民の代表機関とし ての議会が市民の意思を十分に把握し、市政に反映させることができるように 定められなければならないことを定めています。
- 第2項:議会は、定数の改定をするときは、公聴会制度の活用等によって広く市 民の意見を聴取し、反映させるよう努めなければならないことを定めています。
- 第3項·議員の定数については、大分市議会議員の定数を定める条例(平成14 年大分市条例第50号)に定められています。

(議員報酬)

- 第15条 議員報酬は、社会経済情勢、本市の財政状況、類似する他市の議員報酬等を勘案し、議員の活動状況を反映することを主眼に定められなければならない。
- 2 議会は、議員提案に係る議員報酬の改定に当たっては、公聴会制度の活用等により市民の意見の聴取及び反映に努めなければならない。
- 3 議員報酬は、別に条例で定める。

【解 説】

議員報酬について定めています。

- 第1項:議員報酬は、社会経済情勢や本市の財政状況等を踏まえて、議員の活動 状況を反映したものであることを主眼に定められなければならないことを定 めています。
- 第2項・議会は、議員提案によって議員報酬を改定するときは、公聴会制度の活用等によって広く市民の意見を聴取し、反映させるように努めなければならないことを定めています。
- 第3項·議員報酬については、大分市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手 当に関する条例(昭和40年大分市条例第40号)に定められています。

第10章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員政策研究会及び議会活性化推進会議)

- 第16条 議会の政策形成機能を充実させるため、別に定めるところにより、 議会に議員政策研究会を置く。
- 2 議会の改革に継続的に取り組むとともに、この条例の趣旨に基づく議会運 営等を確保するため、別に定めるところにより、議会に議会活性化推進会議 を置く。
- 3 議会は、議員政策研究会及び議会活性化推進会議の充実強化を図るものとする。

【解 説】

議員政策研究会と議会活性化推進会議の設置について定めています。

第1項·政策形成機能を充実させるため、議会に議員政策研究会を設け、その内容については大分市議会議員政策研究会設置要綱(平成19年3月10日施行)に定められています。

第2項・議会改革に継続的に取り組み、また議会運営等がこの条例の規定に沿って行われているか確認するための組織として、議会に議会活性化推進会議を設け、その内容については大分市議会活性化推進会議設置要綱(平成21年3月10日施行)によることを定めています。

具体的には、議会改革や市民意見交換会の実施方法、一問一答方式、重要な 政策その他の事項について、検討、協議、調整等を行うこととなります。

第3項·議会は、政策立案や議会の活性化等を推進するため、議員政策研究会と 議会活性化推進会議の機能について充実強化を図ることを定めています。

(議員研修の充実)

第17条 議会は、議員の政策形成、政策立案等に係る能力の向上を図るため、 議員研修の充実強化に努めるものとする。

【解 説】

議会は、構成員である議員の存在なくしてその機能を発揮することができません。 議員の政策形成や政策立案等の能力の向上は、議会の政策形成や政策立案等の機 能の向上につながることから、議会としての機能を高め、議会の活性化を図るため、 議員研修の充実強化に努めることを定めています。

(議会広報の充実)

- 第18条 議会は、市政に係る重要な情報を議会の視点から市民に対して提供 するとともに、市民の意見、要望等を取り上げ、その内容及び対応について 定期的に公表するよう努めるものとする。
- 2 議会は、多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政 に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

【解 説】

議会や市政に関する情報を広く発信するため、議会広報は非常に重要ですので、議会の広報について定めています。

- 第1項・議会は、市政の重要な情報を市民に提供し、市民の意見や要望等の内容 とその対応について市議会だより等により定期的に公表するよう努めること を定めています。
- 第2項・議会は、市議会だより等の広報紙の他にインターネット、マスメディア 等の多様な広報手段を活用して、多くの市民が議会や市政に関心を持つような 広報活動に努めることを定めています。

(議会事務局の体制強化)

第19条 議長は、議会の政策立案等を補助する組織として、議会事務局の体制強化に努めなければならない。

【解 説】

議会の政策立案等の機能を高めるために、議会に関する事務や議長や議員等の職務を補助する組織である議会事務局の体制強化に努めなければならないことを定めています。

(議会図書室)

第20条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正 に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとする。

【解説】

議会は、地方自治法に定めるところにより議員の調査研究のため議会図書室を設置しています。議会図書室が十分に活用されるように、議会図書室の充実に努めることを定めています。

第11章 危機管理体制の整備

第21条 議会は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに、迅速かつ的確に災害に対応できるよう、危機管理体制の整備に努めるものとする。

【解説】

議会は、災害が発生したときや発生するおそれがあるときに、迅速で的確に災害 に対応できるように、危機管理体制の整備に努めることを定めています。

本市議会では、本市の災害対策について必要な対応策等を取りまとめた「災害対策に関する提言」を行いました(平成24年12月提言)。その後、市民の生命と財産を守るため、平常時から、災害発生時に迅速かつ的確に対応できるよう「大分市議会防災会議」を設置しており、大規模な災害発生時には災害に関する情報を収集して、大分市災害対策本部と連携する中、応急対策等の推進を図るため、「大分市議会災害時対策会議」を設置することとしました。

なお、大分市議会防災会議については大分市議会防災会議設置要綱(平成25年2月26日施行)に、大分市議会災害時対策会議については大分市議会災害時対策会議設置要綱(平成25年2月26日施行)に定められています。

第12章 最高規範性

(最高規範性)

第22条 この条例は、議会の最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

【解 説】

この条例を議会に関する諸規定の最高規範と位置付けています。

法律的な意味では、同様の法形式となる条例間に上下関係はありませんが、本条において、議会に関する他の条例、規則等は、この条例の趣旨を尊重して整合を図るよう義務付けることによって、この条例の実質的な最高規範性を担保するものです。

(議会及び議員の責務)

- 第23条 議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則等を遵守して議会を運営し、市民の信託にこたえなければならない。
- 2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開 始後速やかに、研修を行わなければならない。

【解 説】

第22条で規定するこの条例の最高規範性に基づく議会と議員の責務について 定めています。

- 第1項:議会と議員は、この条例や他の条例等を遵守して議会を運営し、主権者 である市民の信託にこたえなければならないことを定めています。
- 第2項・議会は、この条例が市議会に関する諸規程の最高規範としての性格を持つことから、一般選挙を経た任期開始後、速やかに研修を行わなければならないことを定めています。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第16条の規定は、公布の日から施行する。(平成20年12月17日)
 - (検討)
- 2 議会は、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【解 説】

第2項では、市民意見や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて条例の見直し 等を行うことを規定しています。

附 則 (平成 24 年条例第 88 号)

この条例は、公布の日又は地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書の規定(地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項及び第15項の改正規定並びに同項の次に1項を加える改正規定に限る。)の施行の日のいずれか遅い日から施行する。(平成25年3月1日)

附 則 (平成 30 年条例第 66 号)

この条例は、公布の日から施行する。(平成30年12月18日)